# 令和4年度

# 瀬戸内市公営企業会計決算審査意見書

瀬戸内市病院事業会計瀬戸内市水道事業会計瀬戸内市下水道事業会計

令和5年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定により瀬戸内市 長から審査に付された令和4年度瀬戸内市病院事業会計決算、令和4年度瀬戸内市水道事業会計 決算及び令和4年度瀬戸内市下水道事業会計決算、並びに各証書類、事業報告書、地方公営企業 法施行令(昭和27年政令第403号)第23条で定めるその他の書類の審査を行った結果、意見を提 出するものである。

# 令和5年8月

 瀬戸内市監査委員
 小 野 和 倫

 同 廣 田 均

# 目 次

		~~~
第1	基準に準拠している旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	審査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5	審査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6	報告等の表現方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第7	審査の結果及び意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	意見	2
( .	1)各事業会計についての総括意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	ア 瀬戸内市病院事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	イ 瀬戸内市水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	ウ 瀬戸内市下水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2	2)個別意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	ア 各事業会計における経営指標について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

1 本文及び表中の数値は、原則として、表示単位未満切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「一」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

 $\lceil 0 \rfloor$ 、 $\lceil 0.0 \rfloor$ ・・・・・・・・ 該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」 ・・・・・・・・・ 負数

#### 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準(令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号)に準拠して審査 を行った。

#### 第2 審査の種類

決算審査(地方公営企業法第30条第2項の規定による審査)

#### 第3 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和4年度瀬戸内市病院事業会計、令和4年度瀬戸内市水道事業会計及び令和4年度瀬戸内市下水道事業会計に係る決算(決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、貸借対照表)、並びに証書類、事業報告書、地方公営企業法施行令第23条で定めるその他の書類(キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書)

# 第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類が、関係法令に 準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況は適正である かについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施 した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

#### 第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所:瀬戸内市役所(瀬戸内市邑久町尾張300番地1)

日程:令和5年5月25日から同年8月18日まで

# 第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

# 第7 審査の結果及び意見

#### 1 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算、証書類、事業報告書、その他の書類は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、 予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### 2 意見

#### (1) 各事業会計についての総括意見

各事業会計についての総括意見は、次のとおりである。

#### ア 瀬戸内市病院事業会計

#### ① 意見の背景

令和4年度の病院事業会計の経営成績は、1582万余円の純利益となっており、大きく黒字へと転換した令和3年度と比べ、純利益は8513万余円減少したが、黒字に留まっている。

本業の医業収支についてみると、医業収益は、令和3年度と比べ入院収益が4566万余円、その他医業収益が3546万余円減少し、外来収益が1200万余円増加しており、医業収益全体では、令和3年度と比べ6912万余円減少している。医業費用は、令和3年度と比べ給与費が3097万余円、経費が1089万余円増加するなどしており、医業費用全体では、令和3年度と比べ2357万余円増加している。結果として、本業である医業損益は1億286万余円の損失となっており、令和3年度と比べ9270万余円損失が増加している。

医業損益に医業外収支を加えた経常損失は1016万余円で、令和3年度と比べ1億1131万 余円悪化し、赤字に転じている。

また、キャッシュ・フロー計算書をみると、現金及び現金同等物の期末残高は8億5214 万余円で、令和3年度と比べ2億9841万余円減少している。

業務実績についてみると、令和3年度と比べ、一日平均入院患者数は7.0人減少し、一日平均外来患者数は1.0人増加し、病床利用率は6.4ポイント低下している。

経営判断の指標として、医業収益の中で職員給与費が占める割合である職員給与費対 医業収益比率をみると、平成30年度の65.5%から令和元年度に上昇、令和2年度に62.7% に低下し、令和4年度は65.2%と平成30年度と同程度まで上昇している。なお、ここでの 比率は、地方公営企業決算状況調査の算定方法に基づく数値を使用しているため、決算 書中の経営指標に関する事項の数値とは一致しない場合がある。

#### ② 意見

令和4年度における病院事業の決算においても、令和2年度以降引き続き計上されている新型コロナウイルス感染症関連の補助金等の影響により、各年度間の数値の増減や指標等が単純に比較できない状況となっている。

令和3年度と比較し、国の新型コロナウイルス感染症への対応方針の変更に伴う補助金の減少等、収入減が病院経営に大きく影響を及ぼす一方、5類になった後も新型コロナウイルス感染症への対策等は継続して実施していく必要があり、収益増に向けての取組の結果を出すにはいまだ厳しい状況であるように見受けられる。

また、コロナ禍を受けて、受診控えや早期退院による入院日数の減少等、患者の動向にも変化が見られる状況であるとのことから、令和4年度に新たに開始した訪問看護ステーション事業を始めとし、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止していた地域医療連携室による病院等への訪問等や、既存事業の活用により、患者数の増加に努めるとともに、安定した病院経営を目指し、今後の収益の拡大に取り組む必要がある。

#### イ 瀬戸内市水道事業会計

#### ① 意見の背景

令和4年度の水道事業会計の経営成績は、3623万余円の純利益を確保したが、令和 3年度と比べ1226万余円の減少となっている。

営業収益についてみると、その大部分を占める給水収益が令和3年度と比べ932万余円減少したため、営業収益全体では、令和3年度と比べ845万余円減の7億5832万余円となっている。

営業費用については、その大部分を占める減価償却費が令和3年度と比べ442万余円増加し、4億2372万余円となっており、営業費用全体では、令和3年度と比べ2124万余円増の8億5871万余円となっている。結果として、営業損益は、令和3年度と比べ2970万余円減の1億39万余円の損失となっている。

また、長期前受金戻入、他会計負担金等の営業外収益は、長期前受金戻入が令和3年度と比べ279万余円増加し、1億267万余円となっており、営業外収益全体で、令和3年度と比べ1525万余円の増加となっている。支払利息等の営業外費用は、令和3年度と比べ209万余円の減少となっている。結果として、経常利益は、令和3年度と比べ1235万余円減の3693万余円となっている。

業務実績についてみると、年間総配水量は4,836,293㎡で、令和3年度と比べ3.37ポイント減少、年間有収水量は3,883,918㎡で、令和3年度と比べ1.52ポイント減少している。

経営判断の指標として、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である有収率、給水収益等の経常収益で維持管理費等をどの程度賄えているかを判断する指標である経常収支比率、給水収益で給水に係る費用をどの程度賄えているかを表す指標である料金回収率、管路の老朽度合いを示す指標である管路経年化率及び管路の更新ペースや状況を把握する指標である管路更新率を審査した。

有収率は、令和3年度と比べ1.51ポイント高い80.31%となっている。経常収支比率は、平成30年度の112.38%に対し令和4年度は104.14%と低下傾向にある。料金回収率は、平成30年度の108.98%に対し令和4年度は15.50ポイント低い93.48%となっている。管路経年化率は、平成30年度の19.52%に対し令和4年度は32.18%であり、上昇傾向にある。管路更新率は、平成30年度の1.93%に対し令和4年度は0.92%であり、変動はあるものの低下傾向にある。

# ② 意見

水道事業会計は、1億39万余円の営業損失が生じている。そして、料金回収率は低下傾向にあり、令和3年度からは料金回収率が100%を下回っていることから、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況にある。料金回収率が低下したのは、電力価格の高騰等に伴う経常費用の増加等により、給水原価が増加したことが主な要因であるとのことである。なお、給水原価は、令和3年度と比べ7.56円増加して203.32円となっている。

電力価格の高騰により動力費が令和3年度と比べ1968万余円増加していることなど、費用の増加により経常収支比率及び料金回収率が低下傾向にある。今後も電力価格等の高騰の影響を受け経常費用が増加していくことが考えられるため、浄水場等の施設稼働にあたり、節電を意識した運転の実施など、経費の削減に努めていく必要がある。

#### ウ 瀬戸内市下水道事業会計

#### ① 意見の背景

令和4年度の下水道事業会計の経営成績は、1億1610万余円の純利益となっており、令和3年度と比べ4055万余円の改善となっている。

営業収益についてみると、令和3年度と比べ、下水道使用料等が281万余円増加した一方、他事業負担金が123万余円減少しており、営業収益全体では、令和3年度と比べ170万余円増の2億5848万余円となっている。

営業費用については、令和3年度と比べ、終末処理施設管理費、管路管理費等が増加した一方で、資産減耗費が減少したことにより、令和3年度と比べ2554万余円増の10億6090万余円となっている。結果として、営業損益は、令和3年度と比べ2383万余円減の8億242万余円の損失となっている。

また、営業外収益は、11億3789万余円となっており、令和3年度と比べ6198万余円の増加となっている。営業外収益の大部分を占めるのは、他会計補助金と長期前受金戻入で、令和3年度と比べ、他会計補助金については5955万余円の増、長期前受金戻入については234万余円の増となっている。

営業外費用は、2億1936万余円となっており、令和3年度と比べ240万余円の減少となっている。営業外費用の大部分を占めるのは、支払利息1億9712万余円である。

経営判断の指標のうち、当該年度において、経常収益(使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益)で、経常費用(維持管理費や支払利息等の費用)をどの程度賄えているかを表す指標である経常収支比率をみると、令和2年度までは特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに健全経営の基準とされる100%を下回っていたが、令和3年度から100%を上回っている。これは、他会計補助金等一般会計からの繰入金の繰入方法の変更が主な原因であり、一概に下水道事業の経営が改善されたわけではない。

また、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標である 経費回収率をみると、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水 事業ともに100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄わ れている状況となっている。

#### ② 意見

令和4年度における下水道事業会計は、昨年度より減少しているものの依然として多額の企業債の利息を支払っており、事業の負担となっている。令和3年度から他会計補助

金の繰入方法を変更したため、経常収益が増加し、経常収支比率は上昇しているが、今後、管路、施設等が老朽化した場合、一般会計からの繰入金が増加することが予想される。特に基準外繰入金の増加は、市の財政にも大きな負担となっていくこととなる。その対応の一つとして、財源確保のための国の支援の在り方も十分に把握しておく必要がある。

適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減を検討すべきであると同時に、計画面積を見直す予定と説明を受けたが、実現可能な計画策定と明確な目標数値を設定するなど、計画的に事業を進めるとともに、今後、国の補助制度や使用料収入の増加が見込めるのかなども含め、長期的な検討を行いつつ、老朽化する管路、設備等の更新経費に充てる財源の確保等、経営を継続していくための分析と検討を行い、事業を運営していく必要がある。

また、流動資産の未収金に貸倒引当金が計上されていない状況である。貸倒引当金は、 未収金等の債権について、債権の回収が困難になった場合の損失に備えるものであるの で、計上を検討する必要がある。

なお、本決算審査意見書の作成にあたり、決算書の提出時期が遅れ、また、提出された決算書に誤りが見受けられた。審査に必要な時間と効率性の確保の観点から、決算書の提出にあたっては、担当部署で数値や書式等の確認を行い、期限までに提出するように要望をするものである。

#### (2) 個別意見

#### ア 各事業会計における経営指標について

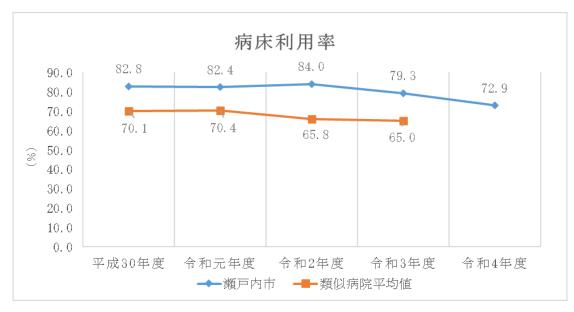
各種の経営指標の中から数個抽出して各事業会計について経営状況の審査を行った。

# ①瀬戸内市病院事業会計

病院事業会計については、病床利用率と職員給与費対医業収益比率について、過去5年間の推移、総務省が病床区分及びその病床数等により類似と区分した病院の平均値(以下「類似病院平均値」という。)との比較を行った。

病床利用率は、年延入院患者数を年延病床数で除して得た指標であり、病院の施設が有効に活用されているかを判断する指標となる。病床利用率は、おおむね80%台で推移していたが、令和4年度は72.9%となっている。これは、同様に低下傾向にある令和3年度の類似病院平均値よりも高くなっている。病床利用率が低下した理由は、コロナ病床確保のための空床や、面会の禁止等により入院を敬遠する傾向があることが影響しているとみられる。(図1参照)

# 図1 病床利用率の推移

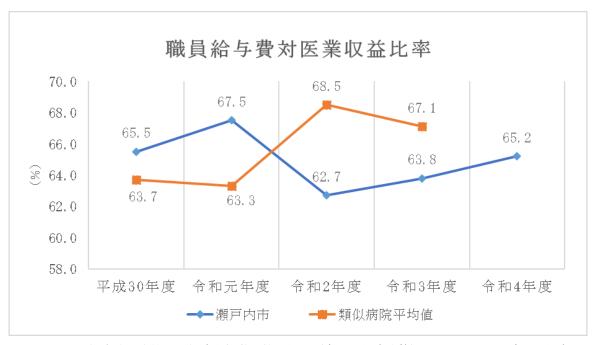


注:類似病院平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似病院平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

職員給与費対医業収益比率とは、職員給与費を医業収益で除した指標であり、医業収益の中で職員給与費が占める割合を示す指標である。職員給与費対医業収益比率は、変動はあるものの令和4年度は平成30年度と同程度の65.2%へと上昇した。類似病院平均

値と比較すると、令和2年度に逆転して類似病院平均値より低くなったものの、類似病院 平均値に近づいている。(図2参照)

# 図2 職員給与費対医業収益比率の推移



注:類似病院平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似病院平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

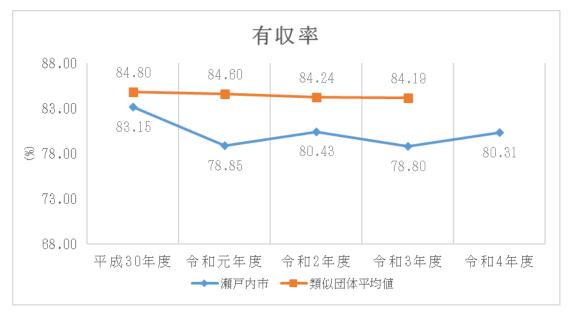
病床利用率と職員給与費対医業収益比率を併せてみると、病床利用率は類似病院平均値より も高い状況となっているが、職員給与費対医業収益比率は類似病院平均値より低い又は同程度 とみられることから、今後も診療収入と職員配置等のバランスに注意していく必要がある。

#### ②瀬戸内市水道事業会計

水道事業会計については、有収率、経常収支比率、料金回収率、管路経年化率及び 管路更新率について、過去5年間の推移、総務省が給水人口規模により類似とした団 体の平均値(以下「類似団体平均値」という。)との比較を行った。

有収率は、年間総有収水量を年間総配水量で除したものであり、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。有収率は、類似団体平均値よりも低く、変動はあるものの、過去5年間の最高値である平成30年度の83.15%に対し令和4年度は80.31%と2.84ポイント低下しているが、令和3年度と比べ1.51ポイント上昇している。(図3参照)

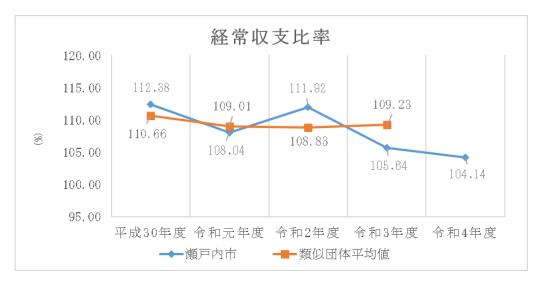
#### 図3 有収率の推移



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

経常収支比率は、経常収益を経常費用で除したものであり、給水収益等の収益で施設等の維持管理費等に係る費用をどの程度賄えているかを示す指標である。経常収支比率は、類似団体平均値前後で推移しているが、令和3年度の105.64%に対し令和4年度は104.14%と1.50ポイント低下している。(図4参照)

#### 図4 経常収支比率の推移



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

料金回収率は、供給単価を給水原価で除したものであり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄われているかを示す指標である。料金回収率は、令和3年度には類似団体平均値よりも低くなり、令和3年度の96.81%に対し令和4年度は93.48%と3.33ポイント低下している。(図5参照)

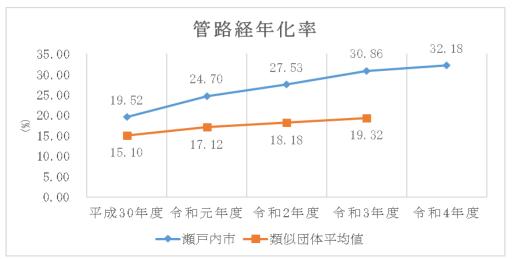
# 図5 料金回収率の推移



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長を管路延長で除したものであ り、管路の老朽度合いを示す指標である。管路経年化率は、類似団体平均値よりも 高く、平成30年度の19.52%に対し令和4年度は32.18%と上昇傾向にある。(図6参照)

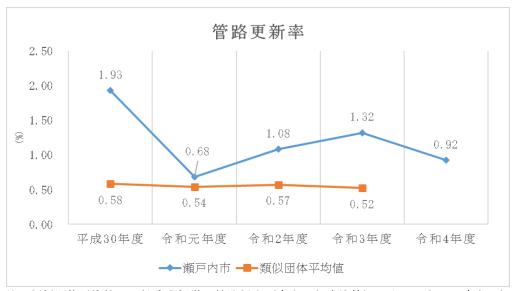
# 図6 管路経年化率の推移



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

管路更新率は、管路延長に占める当該年度に更新した管路延長の割合であり、管路の更新ペースや状況を把握する指標である。管路経年化率は、類似団体平均値よりも高く、変動はあるものの過去5年間の最高値である平成30年度の1.93%に対し令和4年度は0.92%と1.01ポイント低下している。(図7参照)

# 図7 管路更新率の推移



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

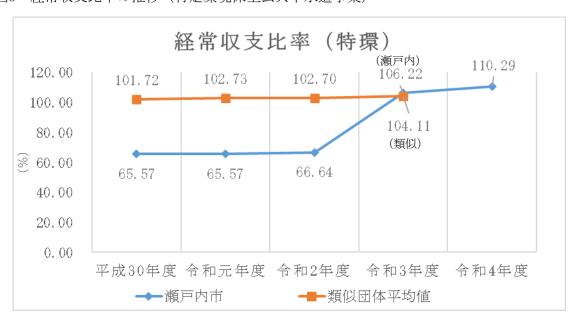
#### ③瀬戸内市下水道事業会計

下水道事業会計については、経常収支比率及び経費回収率について、過去5年間の推移、総務省が供用開始後年数等により類似とした団体の平均値(以下「類似団体平均値」という。)との比較を行った。

経常収支比率は、当該年度において、経常収益(使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益)で、経常費用(維持管理費や支払利息等の費用)をどの程度賄えているかを表す指標である。

経常収支比率は、特定環境保全公共下水道事業については、類似団体平均値よりも低く、おおむね65%前後で推移していたが、令和3年度の他会計補助金等の繰入金繰入方法の変更に伴い類似団体平均値と同程度となり、令和4年度は110.29%であった。農業集落排水事業についても同様に、おおむね70%台前半で推移していたが、令和4年度は104.97%、また、漁業集落排水事業については、変動はあるものの、100%以下で推移していたが、令和4年度は110.71%となっている。いずれも令和4年度については、一般会計からの繰入金によるものが数値改善のほとんどの要因となっており、それに依存している状況が続いていると言わざるを得ない。(図8~図10参照)

# 図8 経常収支比率の推移(特定環境保全公共下水道事業)



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

#### 図9 経常収支比率の推移 (農業集落排水事業)



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

# 図10 経常収支比率の推移(漁業集落排水事業)



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

従前の経常収支比率は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業ともに100%を下回っていたが、いずれも令和4年度に100%を上回る率に改善した。これは、経常収益で経常費用を賄えるようになったことを示している。この主な要因は、一般会計からの繰入金によるものであるため、一概に経営改善とは言えない状況にある。

経費回収率は、汚水処理費のうち下水道使用料が占める割合であり、使用料で回収す べき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。

経費回収率は、特定環境保全公共下水道事業については、類似団体平均値よりも高く、 令和4年度は95.85%であった。農業集落排水事業については、近年30%台、また、漁業 集落排水事業については、10%台まで低下しており、類似団体平均値よりも低い推移と なっている。(図11~図13参照)

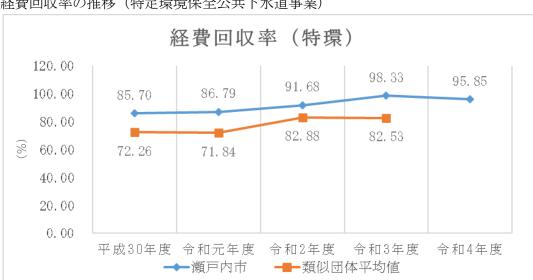


図11 経費回収率の推移(特定環境保全公共下水道事業)

注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

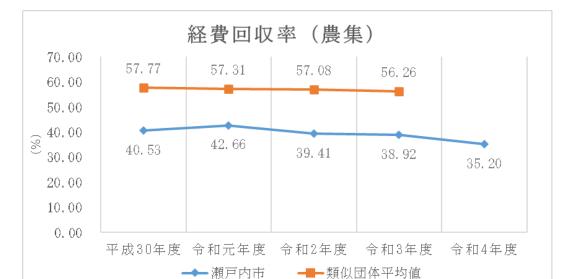
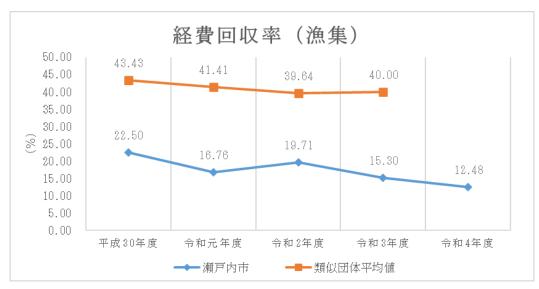


図12 経費回収率の推移(農業集落排水事業)

注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

図13 経費回収率の推移(漁業集落排水事業)



注:類似団体平均値は、総務省経営比較分析表(令和3年度決算)による。なお、令和4年度分の 類似団体平均値は、現時点では未公表のため掲載していない。

経費回収率が、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業 ともに100%を下回っていることは、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄 われていることを示している。

#### 3 決算の概要

令和4年度における各事業会計の経営成績は、病院事業会計が1582万余円の純利益、水道事業会計が3623万余円の純利益、下水道事業会計が1億1610万余円の純利益となっている。また、企業会計3会計全体では、総資産が449億3379万余円で、令和3年度末と比較すると2億560万余円増加している。未処理欠損金は、21億3775万余円で、令和3年度末と比較すると1億1815万余円減少している。

なお、その他財政状態等の概要は表1のとおりとなっている。

# 表1 公営企業会計決算状況一覧

(単位:千円)

			病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	合計	令和3年度	令和2年度
	収	益	1,839,526	929,597	1,396,378	4,165,501	4,174,302	3,534,472
		営業収益	1,680,879	758,321	258,481	2,697,683	2,773,562	2,601,223
		営業外収益	156,623	171,275	1,137,896	1,465,795	1,398,806	931,111
		病児病後児保育収益	1,666	-	-	1,666	1,932	2,138
経営成		訪問看護収益	356	-	-	356	-	-
	費	用	1,849,694	892,658	1,280,273	4,022,626	3,948,316	3,837,064
		営業費用	1,783,740	858,711	1,060,907	3,703,359	3,632,992	3,489,200
		減価償却費	146,773	423,722	735,334	1,305,830	1,317,454	1,219,248
績		営業外費用	60,724	33,946	219,366	314,037	313,465	345,875
		病児病後児保育費用	1,607	-	-	1,607	1,858	1,988
		訪問看護費用	3,622	-	-	3,622	-	-
	営	業損益	△ 102,860	△ 100,390	△ 802,425	△ 1,005,676	△ 859,430	△ 887,977
	経	常損益	△ 10,168	36,938	116,104	142,874	225,985	△ 302,591
	特	別損益	25,989	△ 706		25,282	△ 975	△ 26,838
	純	損益 (A)	15,820	36,232	116,104	168,157	225,009	△ 329,430
	資	産	4,096,007	13,611,717	27,226,065	44,933,790	44,728,185	44,476,678
		有形固定資産	2,412,301	12,237,478	26,521,831	41,171,611	41,111,906	41,105,179
		現金・預金	852,145	839,849	645,772	2,337,767	2,547,143	2,315,524
財	負	债	2,667,276	6,447,272	24,518,964	33,633,513	33,710,375	33,811,777
政状		企業債	1,941,000	3,298,731	13,702,785	18,942,517	19,270,857	19,302,044
能	資	本	1,428,731	7,164,444	2,707,100	11,300,276	11,017,810	4,255,539
		資本金	1,925,948	6,750,378	4,497,283	13,173,610	12,948,992	12,596,829
		未処分利益剰余金 (B) (△未処理欠損金)	△ 498,290	150,717	△ 1,790,182	△ 2,137,756	△ 2,255,913	△ 2,290,923
		末未処分利益剰余金 (C) L理欠損金)	△ 514,111	164,485	△ 1,906,287	△ 2,255,913	△ 2,290,923	△ 2,031,493

(注) 1 水道事業会計は、前年度末未処分利益剰余金に次の処分をしたため、B=C+Aとならない。

建設改良積立金の積立 5000万円

未処分利益剰余金を資本金に組入 9000万円

減債積立金の取崩 9000万円

- 2 営業の表記は、病院事業においては、医業と読み替える。
- 3 千円以下の端数は切捨処理しているため、合計額と明細は一致しない。